

『新製品開発や魚種転換に向けた加工機器を購入するための資金を調達したい』

水産加工資金

水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方(事業)

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人(中小企業者に限る)が行う、次の施設整備等

- (1) 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- (2) 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- (3) 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- (4) 特定の部位を原料とする非食用水産加工品(飼料用の魚粉等)の製造・加工

支援内容

■対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■貸付限度

貸付対象事業費の80%

■貸付利率

金利は変動します。詳しくは下記お問い合わせ先にご連絡ください。

■貸付期間

10年超、25年以内、うち据置期間3年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫(農林水産事業)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

電話(農林水産事業 事業資金相談ダイヤル):0120-154-505

『震災からの復旧・復興を果たしたい』

宮城県産業復興相談センター

宮城県産業復興相談センターは、東日本大震災で甚大な被害を受けた事業者の復旧・復興に向けた支援を行うため、公益財団法人みやぎ産業振興機構内に設置されました。

対象となる方

中小企業者のほか、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを含めた幅広い事業者を対象に専門家が相談を受け付けます。

支援内容

事業の復旧・復興に向けた資金の借入や返済などの金融面の相談をはじめ、様々な経営相談に対応し、経営改善や資金繰りに関する助言、支援制度の紹介や事業計画作成のサポートを行います。

なお、宮城県産業復興相談センターには、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターが設置されています。

相談受付

随時、受付しております。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構
宮城県産業復興相談センター
電話:022-722-3858

『経営の先行きに不安を感じている。』

宮城県中小企業活性化協議会

宮城県中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づいて設置されている公的な機関です。収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向け、「中小企業の駆け込み寺」として企業再生の経験豊かな専門家が相談内容に応じたアドバイス等を行います。

対象となる方

経営にお悩みの県内の中小企業者

支援内容

- ・財務内容の悪化等により経営に支障が生じているものの、再生可能性のある中小企業者に対し、事業面・財務面の調査・分析や窮境原因の分析等を実施し事業再生計画の策定支援を行うとともに、取引金融機関に計画を提示し公正・中立な立場から金融調整を行います。
- ・規律ある経営体制の構築や持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力改善計画を通してガバナンス体制の整備を支援します。
- ・中小企業者が認定経営革新等支援機関に経営改善計画の策定を依頼する際の一部費用を補助し、経営改善への取組を支援します。

相談受付

随時、受付しております。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

経営改善支援部門

財務上の課題を抱え金融支援等が必要な中小企業者が、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関による計画策定などの支援を受ける場合には、協議会に設置されている経営改善支援部門が経費の支援を行います。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構

宮城県中小企業活性化協議会

電話:022-722-3872

『新商品開発に取り組む中小企業を応援します！』

みやぎ中小企業チャレンジ応援基金

地域資源等を活用した新商品・サービスの開発を支援するため、開発に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の一部を助成します。

対象となる方

- 宮城県内において助成金の募集開始日以降6ヶ月以内に創業を行う者
- 宮城県内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ
- 宮城県内に主たる事業所等を有するNPO法人等

支援内容

地域資源（農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等）や優れたビジネスアイデア等を活用した新商品や新サービスの開発を行い、完了後3年以内に事業化（販売、サービス開始等）を計画している事業を募集し、事業費の一部を助成します。なお、技術志向型は「高付加価値製品に関する研究開発」、「産学連携により取り組む研究開発」、「高度な技術を活用した研究開発」のいずれかに該当する研究開発を行う事業が対象となります。

	助成率	助成限度額	助成期間	助成件数
一般型	助成対象経費の2/3以内	200万円	交付決定の日からR8.1.31まで	10件程度
技術志向型	助成対象経費の1/2以内	300万円	交付決定の日から12ヶ月以内	7件程度

募集期間

< 一般型 >	令和7年4月10日(木)～5月20日(火) ※必着
< 技術志向型 >	令和7年5月下旬より募集開始予定

* 募集状況によっては追加募集を行うことがあります。

利用方法

助成金交付申請書を作成し、その他必要書類添付の上、郵送または持参により、募集期間内に提出してください。詳細は当機構HPでご確認ください。

※ 申請を予定される方は、事前にお問い合わせやご相談等をお願いします。

※ 同じ事業内容で他の補助金、助成金を重複して利用することはできません。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022-225-6697

『震災で被害を受け、復興・復旧をするための資金を調達したい』

被災した中小企業向けの融資制度 (みやぎ中小企業復興特別資金)

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障を来している県内中小企業者の本格的な復興・復興活動を支援するため、「みやぎ中小企業復興特別資金」を創設しています。

対象となる方

東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害:施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等(東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)の交付を受けた方
 - (2) 間接被害:震災発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方
- ※令和3年4月1日より、新規融資の申込の対象となる区域が原則として沿岸市町に限られています。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 8,000万円
- 償還期間 15年以内(うち据置期間3年以内)
- 利率 固定 年1.50%
- 保証人・担保 保証人:原則として法人代表者以外不要、
担保:担保は必要に応じて徴求
- 信用保証料 年0.5%

取扱期間

令和8年3月31日(融資実行分)まで

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『利子補給により負担を軽減したい』

被災中小企業者対策資金利子補給事業

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

対象となる方

みやぎ中小企業復興特別資金(P.8-2)を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

支援内容

■対象融資限度額

1企業 3,000万円以内

■利子補給率

融資利率 年1.50%に相当する額

※利子補給金は、1企業135万円を上限とします。

■補給期間

借入日から3年間

■補給回数

年2回 上期分(1～6月)と下期分(7～12月)

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『経営の安定に必要な資金を調達したい』

一般資金

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です。

対象となる方

本資金の融通を受けることにより、経営の安定を図ることができる見通しのある中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの
- (2) 経済の変動等外部要因により、経営が不安定化しているもの

融資条件

■ 資金使途 運転資金・設備資金

ただし、以下の資金使途は、融資対象外とします。

- (1) 借入金の返済、税金(消費税)の支払にあてる資金
- (2) 住宅、自家用自動車等の取得のための資金
- (3) 法令に違反する設備のための資金

■ 融資限度額 8,000万円

■ 融資利率 長期資金(1年を超えるもの) 年1.90% 短期資金(1年以内のもの) 年1.50%

■ 償還期間 運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置1年以内)

■ 保証人・担保 保証人 原則として法人代表者以外不要 担保 必要に応じて徴求

■ 信用保証料 年1.59%以下

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『外部の専門家の支援を受けながら 経営力強化を図るための資金を調達したい』

経営力強化サポート資金

中小企業者等の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、中小企業者等の経営力の強化を図ることを目的とした資金です。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等

※認定経営革新等支援機関とは、税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ税理士、公認会計士、金融機関等で、国の認定を受けた者です。

※この資金は、一般保証のほか、セーフティネット保証5号の利用も可能です。

※セーフティネット保証5号の利用に当たっては、市町村長から認定を受ける必要があります。指定業種は、中小企業庁ホームページでご確認ください。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
(既往の県制度融資資金の借換えも可。ただし、セーフティネット保証5号を利用する場合は、既往の県制度融資資金のうち新型コロナウイルス感染症関連資金を借り換える場合に限りです。)
- 融資限度額 8,000万円
- 償還期間 運転資金 5年以内(うち据置1年以内)
設備資金 7年以内(うち据置1年以内)
※ 県制度融資資金の借換えを行う場合は10年以内(うち 据置1年以内)
- 利率 年1.60%
- 保証人・担保 保証人:原則として法人代表者以外不要,
担保:必要に応じて徴求
- 信用保証料 年1.45%以下
(セーフティネット保証5号の場合は、年0.67%)

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『前向きな取り組みにより経営基盤の強化を図るための資金を調達したい』 がんばる中小企業応援資金

中小企業者等が既存事業の見直しや、新事業の実施等を通じて経営基盤の強化を図る際、必要となる資金の融通を円滑にし、その取り組みを支援することを目的とした資金です。

対象となる方

事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、あるいは新たな試みに取り組むことを通じて経営基盤の強化を図ろうとするもの

(主な取組事例)

既施設の耐震改修・改装、新たな設備投資、買い換え、新たな支店・事業所等の開設、海外展開、販路開拓、事業承継、マーケティング・市場調査、従業員の雇用拡大・人材育成、新商品の試作・新技術の開発(企業・大学等の連携、共同研究を含む)、プロパー融資との協調

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 3,000万円
- 利率 金融機関所定(固定、変動いずれも可)
- 償還期間 7年(うち据置2年以内)
- 保証人・担保 保証人 原則として法人代表者以外不要
担保 必要に応じて徴求
- 信用保証料 年1.59%以下

※信用保証料の割引について

次の各種認証を受けている場合には、信用保証料が0.2%軽減されます。

割引を受ける場合は、保証料減額対象の確認申請書をあらかじめ県へ提出し、確認を受けることになります。複数の認証取得の場合でも、割引率は最大0.2%となります。

(1)消防団協力事業所の認定、(2)女性のチカラ認証制度、(3)みやぎ優れMONO認定、(4)障害者雇用促進企業登録、(5)環境配慮事業者登録、(6)スマートみやぎ健民会議「優良会員」登録、(7)みやぎ介護人材を育む取組宣言認証、(8)みやぎ認定IT商品、(9)宮城県グリーン製品認定、(10)みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定、(11)パートナーシップ構築宣言の公表、(12)協力雇用主制度の登録、(13)工賃向上優良事業者表彰

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『経営改善のための資金を調達したい』

マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金)

商工会議所・商工会などで経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

対象となる方

商工会議所会頭・商工会会長等の推薦が必要です。

支援内容

■対象資金

運転資金・設備資金

■融資限度額

2,000万円以内

■返済期間

運転資金 7年以内(うち据置1年以内)

設備資金 10年以内(うち据置2年以内)

■利率(年)

特利F

ご利用方法

最新の金利及び制度の詳細等ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

最寄りの商工会議所・商工会

『水産物加工施設の取得等、資本整備の高度化を図り、
その経営の近代化を図るための資金を調達したい』

漁業近代化資金

水産加工業者等が水産物加工施設の取得等、資本整備の高度化を図り、その経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金を融資します。

対象となる方

- ・ 水産加工業を営む個人
- ・ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業員の数が 300 人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が 1 億円以下であるもの
- ・ 水産加工業協同組合
- ・ 水産加工業協同組合連合会
- ・ 上記に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの

支援内容

■ 対象資金
設備資金

■ 貸付限度額
水産加工業を営む個人及び法人 9,000 万円
水産加工業協同組合等 12 億円以内
ただし、いずれも、融資対象事業費の 80% 以内

■ 利率
金利は変動します。詳しくは下記お問い合わせ先にご確認ください。

■ 償還期間
5～20 年以内、うち据置期間 2～3 年以内

取扱金融機関

東日本信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫

ご利用方法

申込み時に各取扱金融機関に必要書類を提出してください。
必要書類については、各取扱金融機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部
水産業振興課企画推進班
電話：022－211－2935

『加工用原魚購入のために必要な資金を調達したい』

水産加工原魚購入資金

水産加工業者等の加工用原魚購入のために必要な資金を、金融機関と協調して低利で融通します。

対象となる方

県内の水産加工業協同組合及び水産加工業者

支援内容

■対象資金

加工用原魚の購入に要する資金

■貸付限度額

8,000 万円

■利率

1.5% (令和7年度)

■償還期間

1年以内

取扱金融機関

石巻信用金庫(電話 0225-95-4111)

ご利用方法

申込み時に取扱金融機関に必要書類を提出してください。
必要書類については、取扱金融機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課企画推進班

電話:022-211-2935

